

年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案 概要

一 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等が管理・運用する年金積立金の資産における株式の構成割合の法定化等

- 1 GPIF等が管理・運用する年金積立金の資産の構成については、当該資産の額に占める株式の割合がおおむね 100 分の 20 を超えない範囲で定めるものとすること。なお、公布の日から 10 年の間については、市場その他民間活動に与える影響等を考慮した経過措置を設けること。
- 2 GPIF等に、年金積立金の運用リスク情報の公表を義務付けるものとすること。

二 産前産後・育児期における国民年金等の保険料の免除等

- 1 国民年金第一号被保険者が 1 歳に満たない子を養育するための期間について、保険料の納付を新たに免除するものとすること。
※ 現在、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料は免除されている。
- 2 国は、国民健康保険の保険者が、被保険者を対象に出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの期間及び 1 歳に満たない子を養育するための期間における保険料の免除を行った場合には、必要な財政上の援助を行うものとすること。

三 年金生活者支援給付金の充実

年金生活者支援給付金について、給付基準額を月額 6 千円に引き上げるとともに、老齢生活者支援給付金は、保険料免除期間がない場合には、保険料納付済期間にかかわらず、月額 6 千円を支給するものとすること。

※ 現在、保険料を満額納めた場合の老齢年金生活者支援給付金の支給額は、月額 5 千円であり、保険料納付期間と保険料免除期間に応じて、支給額が決定される仕組みになっている。